平成３０年度第２回　大和市文化財保護審議会　会議録

日時：平成３０年１０月４日（木）
午後２時～３時半
会場：大和市役所　教育委員会室

出席者等

委　員 （５名）	◎金子　皓彦、〇鈴木　通大、坂本　要、田中　徳久、神崎　直美
事務局 （３名）	文化振興課長、市史・文化財担当係長 市史・文化財担当職員　１名
傍聴者	なし

◎…会長　〇…職務代理者

公開・非公開の状況

■公開　□非公開　□一部非公開
（非公開・一部非公開の場合はその理由）

会議次第

１　開会　資料１
２　議事
（１）大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に関する諮問について　資料２
（２）その他
３　閉会

会議要旨

２　議事
（１）大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に関する諮問について
移管後の事務体制等についての質疑あり。長期的な文化財保護と基礎研究の継続の要望あり。答申は、資料２－３の案のとおりとする。
（２）その他
平成３０年度第３回文化財保護審議会の日程調整。

発言要旨

（□委員　△事務局）

２　議事

（１）大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に関する諮問について

△事務局より資料２－１～資料２－３について説明。

【文化財保護事務の教育委員会から市長部局への権限移管について】

□文化財保護法の改正で権限移管が可能になったが、移管しなければいけないわけではない。移管することによって文化財保護の体制が強くなることも弱くなることもある。そういった変動のリスクを避けるために、文化財保護や博物館の業務は教育委員会が所管して独立性を確保していると理解している。

△市教育委員会でも同じ意見を頂戴した。本市では平成２４年に「大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を制定し、スポーツと文化に関する事務を市長部局に移管することで、まちづくりや地域活性化等における関連部門の連携強化を図ってきた。スポーツと文化については移管後の状況を検証しているが、予算の確保、相談窓口・各種業務の連携等が強化された。教育委員会への情報提供、意見聴取等の連携も継続しており、現場にいる職員としてデメリットは感じていない。

△地域における文化財保護の実情だが、ここ４～５年で文化財所有者の世代交代が発生し、従来の保護の継続が困難になってきている。今までにない取り組みを模索するためにも、予算確保や各課の協力体制を強化していきたい。移管後の専門性・客観性の確保については、本審議会が存在を継続するということで、市教育委員会でも概ねご納得いただいた。

□本当に体制が強化されるか、移管してみないとわからないところがある。

△おっしゃる通りで、職員が文化財保護の理念をきちんと持って、強化にむけて取り組まなければならない。

□従来の文化財保護の継続が困難になっている実例を教えてほしい。

△個人が所有している市指定天然記念物樹木について、指定解除の要望がある。樹木の巨大化に比例して枯れ枝や越境枝の剪定費用が大きくなり、所有者が負担に耐えられなくなっている。現所有者は年金で生活している世代だが、次の世代に負担を残したくないので自分の代での指定解除を要望している。また、敷地内に伸びている枝の剪定にも現状変更申請が必要など、手続きが煩瑣なため、家の建て替えもままならないという不満も聞いた。

□天然記念物や無形文化財は博物館等に収蔵できないため、所有・管理者の高齢化により保護が難しくなっている。文化財関係補助金が少額過ぎるのも問題なので、地域住民の負担による文化財基金の創設なども考えていく必要があるか。市長部局への移管後は、命令系統に関わる人間の素質で業務が左右される可能性があるので、今まで以上に文化財や所有者に対するケアが必要になる。文化財は指定を解除する

と駄目になってしまうので、皆が文化財の価値をしっかりと認識する必要がある。そのためには博物館の充実も必要。大和市が今までおこなってきた文化財保護の取り組みは全国的に見ても高いレベルにあり信頼している。その大和市が移管するというのであれば、時代の流れもあると思うので基本的に認める。

□文化財への指定が所有者の負担になっている例は、現住住居の文化財指定に係る諸問題として５０年前から顕在化していた。このような問題はもっと早くから対処すべきだったのかもしれない。

□教育委員会から市長部局への移管により「教育」から「活用」へ重点が移動しないか。文化財は数百年先を見据えた保護をおこなう必要がある。数十年前の指定当時は重要性が理解されにくかった文化財が今注目を浴びているような事例もある。活用だけでなく、長期的な調査研究、収集、保護を担保する仕組みづくりが必要。先ほども意見のあった基金の創設・活用等も考えてよいか。

△文化振興課文化振興担当が所管している大和市文化芸術振興基本計画には、文化芸術の振興だけではなく若い世代への継承も含めた文化財の保護も盛り込まれている。基金について、市長部局内の調整で既存の基金を活用することも可能になるかもしれない。その際に一番有効なのが、市長から指示を出してもらうこと。予算の確保にしても、市長を直接のトップとあおぐことで理解を得るための努力がしやすくなり、選択肢も増える。繰り返しになるが、専門性や客観性は本審議会で確保できるため、文化財保護が後退するとは思っていない。

△現場では、基金や予算だけでは解決できない問題にも直面している。親世代が持っている文化財保護の意識が子の世代に受け継がれていないのが大きな問題で、親世代も困惑している。市の職員がコミュニケーションをとっているが、家族の話し合いには介入できないため、啓蒙も難しくなってきている。天然記念物等の移設ができない文化財の場合、財政的な支援体制があっても所有者から保護意識が消えると保護が不可能になるため、一番根深い問題だと認識している。

□三世代家族の減少などで、日常的に伝統文化に触れる機会が無くなっている。大和市が採用している社会科の副読本は素晴らしく、自然に郷土の文化が学べるようになっている。認知症対策における民俗学の活用で、高齢者に昔の風習や地域の暮らしを聞く取り組みもある。伝統文化を学ぶ教室を地区ごとに開くなど、ジェネレーションギャップを埋める新しい施策を大和市から発信してほしい。

□市長部局への移管後は、文化財担当職員も市長部局へ異動するのか。

△文化財保護事務は平成２１年から市長部局である文化振興課が補助執行しており、現在文化財を担当している職員も市長部局に配属されているため、定例の人事異動以外の異動はない。

□文化財に関する予算確保等で利点がありそうなのは承知した。文化財の保護と調査研究の継続を担保することができれば移管しても大丈夫だと思う。

□文化財保護の現場にいる事務局の職員が感じるメリット、デメリットを具体的にお聞きしたい。

△現在の補助執行体制の前後で２回文化財保護を担当している職員として、体制の違いによる相違は感じていない。体制が変わっても職員の文化財保護に対する意識が変わっていない。職員で判断できないことは現在もこれからも本審議会や各種調査会で専門家の意見を仰ぐので、デメリットは無いと思う。市民の意見については、

教育委員会ではない別の場で継続して聞くことになる。メリットとしては、仕組みがシンプルになり、市長部局への直接的な働きかけが可能になる。職員の能力次第ではあるが、物事が早くすすむようになると思う。

□市長が変われば文化財を含む文化行政への取り組み方も違うと思うが、再び教育委員会に戻ることはないのか。

△移管は市議会で条例を改正しておこなう。今回の文化財保護法改正の流れに逆行することはないと思うが、決めるのは市長や議会である。

□市長部局にはどのような組織があるのか。

△選挙管理委員会、監査事務局、議会事務局、農業委員会、教育委員会等の行政委員会以外はすべて市長部局にある。教育委員会の中にあった生涯学習を含む文化とスポーツに関する事務のうち、法の規定で平成２４年に市長部局に移管できなかったのは、生涯学習、文化財とスポーツのうち学校内でおこなう学校開放事業のみ。文化振興課にある３つの担当のうち、市史・文化財担当の文化財保護事務のみが教育委員会に残っていた。

□生涯学習に関する事務は教育委員会に残るのか。

△残る。

□資料２－２の３．に記載された移管する事務の中に資料館の管理運営、展示、啓発等が含まれているが、これは生涯学習の事務ではないのか。

△大和市の事務分掌規則でそれらの事務も文化財に含まれている。

□資料２－３の答申案の「なお」以降の部分が重要。市長が変わってもその部分を維持していく必要がある。

□先ほど聞いた費用では片付かない後継者の問題は、今回の移管によるメリットでは解決しないが。

△文化財保護事務をどこに移管しても課題はなくならないし、市長の考えが大きな影響力を持っている。今回の移管で課題の解決にむけた工程が単純化されたうえで、努力していくしかない。

□文化財保護にあたる職員には高い専門性が求められる。市長や組織が変わることにより、現在の専門性のある職員構成が崩れることはないか。

△市として学芸員の必要性を認識して職員を採用し、配置も考えられている。現在の取り組みを組織として継承していきたい。

△職員配置だけでなく、財政的な手当てがどこまで文化財になされるかも重要だが、市議会等でも注目されて市史・文化財分野の課題は明らかになっているので、これからも働きかけていく。

□その課題等は活字になって残っているか。

△いる。

□現在配置されている職員が異動することはあるか。職員の異動により意識が低い職員が配置されると、文化財保護の取り組みが後退することがある。

△一般的には数年で異動するが、学芸員等の専門性が必要な当課については配慮のうえある程度長く在籍している。市長の方針では、専門性を持った職員を育てることも視野に入れている。専門性だけでなく適正も重要。

□文化財は継続して発展するもの。歴史を知らなければ先へ進めない。現在の職員にはぜひ長く在籍し文化財を保護していってほしい。

□他の市町村は市長部局への移管を検討していないのか。
△調査したが、移管は県内で大和市が初めて。そもそも大和市のように条例を制定して補助執行をしている市町村が少ない。
□イベントや集客にとらわれることなく、長い目でみた文化財の保護と基礎研究にあたってほしい。

※事務局より資料２－３を全文読み上げ。この内容をもって本審議会の答申とすることを委員全員が了承。

（２）その他

委員と事務局の話し合いにより、平成３０年度第３回文化財保護審議会を、平成３１年２月１２日～１８日に開催することとした。